

農業委員会名簿

出席	役職	氏名	備考
出席	会長	渥美 誠	
出席	副会長 (職務代理者)	田中 光義	
出席	副会長	辻 義則	
出席	副会長	伊藤 豊	
出席	委員	鷺野 則美	
出席	委員	服部 貢	
欠席	委員	浅井 佐智子	
欠席	委員	三輪 時広	
出席	委員	大橋 一之	
出席	委員	加藤 博由	
出席	委員	伊藤 里海	
出席	委員	山田 真弘	
出席	委員	日榮 隆広	
出席	委員	加藤 さゆみ	
出席	委員	沖 龍彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	佐 野 達 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礮 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 令和4年4月21日（木） 午前9時00分から午前9時30分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（13人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（2人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 2 号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 3 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 1 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 4. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地法第5条取消願</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田佳久 主事 礪川湧生 植松佑太である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和4年4月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p>

会長	《会長あいさつ》																														
会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中13名）で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号 14番 沖 龍彦 委員 議席番号 15番 伊藤 豊 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 987 1525 1469"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>決定第1号</td> <td>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・</td> <td>23件</td> </tr> <tr> <td>専決報告</td> <td>1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件	決定第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	23件	専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	16件		2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・	2件		3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件		4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2件	報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	15件		2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件																													
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	2件																													
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・	3件																													
決定第1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・	23件																													
専決報告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・	16件																													
	2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出・・・・	2件																													
	3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・	1件																													
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2件																													
報告	1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・	15件																													
	2. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・・・・・・・・	1件																													
事務局	<p>《事務局説明》（1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>																														
会長	<p>只今、事務局より議案第 1号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>																														

<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。  それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)太陽光の申請です。計画では55枚のパネル(発電出力:9.9kw)を設置し総事業費は約430万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで砂利敷とし、雨水は自然浸透とします。なお、申請地は宅地に囲まれており、他の農地への支障もないことから最適地として選定いたしました。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明)申請者は申請地に隣接した土地に自宅兼共同住宅(計5戸)を計画し、建築許可を得ております。しかしながら宅地部分の土地のみでは駐車場を5台分確保するのがやっとなり、自宅用や来客用を含めて駐車場が不足することになります。そこで申請地を不足分の駐車場として充てたいと考えました。農地法などの法律をよく理解していなかったため、許可を受けることなく申請地である農地の一部を進入路として利用していました。深く反省しております。今般の申請にて自宅兼共同住宅の10台分の駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第2号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>その他、宜しいでしょうか。  それでは議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請 2件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)  有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>

会長	<p>続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、東名阪自動車道の蟹江ICから弥富IC間の下り線床版取替工事を請け負う共同企業体の代表者です。同工事には現場事務所と作業員駐車場並びに床版工事資材置場の確保は必須であり、適当な場所を探しておりました。申請地であればすぐ前を通る東名阪自動車道に資材の搬入も容易で作業効率向上のために最適な位置であると考えております。今般の申請にて申請地を借り受け、現場事務所および作業員駐車場並びに資材置場として一時的に利用する計画です。なお、事業完了後は責任をもって農地復旧を行います。</p> <p>（2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、住所地にて夫婦二人で生活しております。平成15年に自宅の立て直しを行いました。その際に土地所有者の承諾を得て進入路として申請地の利用を始めました。農地法等の法令を理解していなかったため、無断で転用し、利用しておりました。深く反省しております。現状では自動車道路に出るためには申請地を利用する必要がありますが、是正が必要であると認識し本申請に至りました。今般の申請にて申請地を借り受け、進入路として利用する計画です。</p> <p>（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は稲沢市の賃貸住宅にて夫婦二人で生活しております。将来は子どもが二人は欲しいと思っております。今の賃貸住宅は夫婦二人で生活するのに支障はないのですが、子どもを持った時に対応できる広さはありません。そろそろ広い住まいに転居することも考えなくてはと分譲住宅を購入することを考え、数か所検討しました。しかし、なかなか希望する住宅はありませんでした。このことを両親に話したところ、申請地に分家住宅を建ててはどうかと勧められました。申請地であれば実家に近く子育ての手伝いを両親にしてもらうこともでき、農業の手伝いをすることもでき、お互いに助けあうことができます。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第3号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
委員	<p>1番についてですが、中学校が近いので、生徒の交通安全に配慮するようお願いします。</p>
事務局	<p>そのように申し伝えます。</p>

<p>会長</p>	<p>その他、宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請 3件について 賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から23番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)</p> <p>決定第1号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から23番、全体筆数は124筆、面積は94,283.65㎡です。1番から21番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、18名の方々が借り受けております。その他22番と23番は相対の利用権設定で1名の方が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。愛知県知事同意は令和4年4月6日、愛知県農業振興基金同意は令和4年4月7日、公告年月日は令和4年4月28日、契約開始年月日は令和4年5月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第 1号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から16番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、16件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・所在地、地目、面積、事由、現地確認年月日、証明年月日を朗読説明) 以上、2件の届出を受理いたしました。なお、この事案につきましては、事務局にて申請書類及び現地を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から15番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、15件の合意解約を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、取消事由、備考を朗読説明) 以上、1件の取消願を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし)</p>



会長

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

これもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前9時30分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年4月21日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者

議席番号 14番委員

沖 龍 彦

議事録署名者

議席番号 15番委員

伊 藤 豊